



学校いじめ防止基本方針

令和3年4月

山口県立下関中等教育学校

目 次

はじめに	3
I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	3
1 いじめとは	
2 いじめの防止等に関する基本的な考え方	
(1) いじめの防止	
(2) いじめの早期発見・早期対応	
(3) 家庭や地域との連携	
(4) 関係機関との連携	
II いじめの防止のための対策の内容に関する事項	4
1 いじめの防止等のために実施する事項	
(1) いじめの防止等のための組織	
(2) 人権が尊重された学校づくり	
(3) 豊かな心を育む教育の推進	
2 いじめの防止等のために実施する具体的な取組	
未然防止 (いじめの予防)	
(1) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化	
(2) 学校の教育活動全体を通じた取組	
(3) 家庭・地域との連携	
早期発見 (把握しにくいいじめの発見)	
(1) 校内指導体制の確立	
(2) 家庭・地域との連携	
早期対応 (現に起こっているいじめへの対応)	
(1) 初期対応	
ア いじめ発覚直後	
イ 対応チーム結成	
ウ 関係生徒への聞き取り	
エ いじめ防止対策委員会の招集	
オ 対応上の留意点	
(2) 中期・長期対応	
ア 当該生徒の見守りと継続的な指導	
イ 対応上の課題分析と指導体制の強化	
ウ いじめ防止基本方針の見直し・改善	
エ 進級に伴う引き継ぎ	
オ 学校評議員会等への報告と支援要請	
カ 関係機関等と連携した対応	
(3) インターネットやスマートフォン等を利用したいじめ(ネットいじめ)への対応	
ア 未然防止	
イ 初期対応	
ウ 被害拡大の防止	
エ 関係機関との連携	
(4) いじめの解消について	
3 重大事態への対応	
III 家庭・地域・関係機関との連携	11
1 本校の相談窓口	
2 関係機関等の相談窓口	
IV 学校いじめ防止基本方針の見直し	11

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、絶対に許されない行為である。

いじめからすべての子どもを救い、心豊かで安心・安全な社会をつくることは、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であることから、平成25年9月、「いじめ防止対策推進法」が施行され、10月には国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定された。さらに本県においても「山口県いじめ防止基本方針」が示された。

以上のことを踏まえ、本校としてのいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、ここに対策の基本となる事項を定めるものである。

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

本校では、6年一貫の効果的な教育活動を展開することにより、確かな学力と豊かな人間性を育み、活力ある学校を目指す教育を推進している。この「学力保障」と「心の教育」の両輪は、子ども達一人ひとりの生きる力の基盤をなすものであり、命を大切にし、他人を思いやり、自ら考え判断し行動していこうとする力の育成は、いじめの防止等において最も重要である。今後はさらに、学校、家庭、地域が一体となって取り組んでいくことが必要であり、いじめの防止・根絶のための対策を積極的に推進していくこととする。

1 いじめとは

いじめの定義

いじめとは、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）によって、心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項要約）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織（いじめ対策委員会）が中心となり、表面的・形式的にならないよう、いじめられた生徒の立場に立って積極的に行う。

また、「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する。並びに、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、「いじり」、けんかやふざけ合いにおいても背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして、いじめに該当するか否かの判断をする。

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ◇ 「いじり」を受けて、嫌な思いをする 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、いじめた生徒への教育的な配慮やいじめられた生徒の意向への配慮の上、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を取る。

また、いじめは「仲の良い友達同士の間でも起こりうる」、「誰もがいじめる側にもいじめられる側にもなりうる」等の可能性が十分にありうることを踏まえ、いじめ問題の対応については、生徒の人格の成長を旨とした教育的配慮の下で行う必要がある。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

児童等は、いじめを行ってはならない。（「いじめ防止対策推進法」第4条）

いじめを根絶するためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識の下、未然防止の観点から、すべての生徒を対象とした人権教育や道徳教育、情報モラル教育等、健全育成に係わる取組を総合的かつ効果的に推進し、家庭や地域、関係機関等との連携・協働の下、豊かな人間性、確かな学力等の生きる力を育む教育活動を行う。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめは構造的に見えにくい一面があることから、生徒の些細な変容について、関わる全ての教職員が状況等を共有し、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、可能な限り早期のいじめの認知に努める。

いじめを認知した場合は、迅速かつ適切、丁寧な指導・支援を行い、生徒にとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、必要に応じ、関係機関や専門家等と連携しながら、いじめが確実に解決されるまで、組織による粘り強い対応を行い、また、解決後もきめ細かく見守りを行う。

いじめの発見・通報を受けた場合には、チューターや教科担当、部活動顧問等、担当教職員が一人で事実を抱え込むことなく、学校として情報の共有を基に、いじめ対策委員会を中核として、全校体制でいじめの解決に向けて取り組む。

(3) 家庭や地域との連携

生徒を見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもとしっかりと関わり、悩みや相談を受け止めるなどの体制を構築するため、相談窓口等の周知、PTAや学校運営協議会委員等と積極的に協働を図る。

(4) 関係機関等との連携

いじめの問題の対応においては、関係の生徒・保護者間での解決を図るだけでなく、事案によっては、関係機関等と速やかに適切な連携を図る。

平素から、警察、児童相談所、地方法務局、県教委等と定期的に連絡・協議する機会を設けるなど、情報共有体制の更なる充実に努める。

II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために実施する事項

(1) いじめの防止等のための組織

本校におけるいじめ防止等の対策を計画的・組織的に行うため、取組を統括する組織

として「いじめ対策委員会（生徒指導連絡委員会）」を置き、生徒指導課を実働的な組織として活用する。これらの組織は各取組に対し、評価・検証等を行い、恒常的に改善を図るとともに、学校評価に位置付け、学校運営協議会においても評価・検証する。

○ いじめ対策委員会

学期ごとに対策委員会を開き、取組状況の検討等を行う。また、事案の発生時に必要に応じた緊急会議を行う。

・ 構成

校長、教頭、生徒指導課長、生徒指導副課長 2 名、教育相談担当教員 3 名、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他関係教員等

※ 必要に応じ、外部専門家と連携・協働する体制を構築する。

・ 役割

- ◇ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善
- ◇ いじめの相談・通報の窓口
- ◇ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

○ 生徒指導課

月に 1 回定例会議を開き、情報の共有や連携を図る。また、事案発生時の緊急会議で効果的な対応を協議する。

・ 構成

生徒指導課教員

※ 必要に応じ、学年主任、養護教諭、チューター、部活動顧問等を加える。

・ 役割

- ◇ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有
- ◇ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、関係生徒の指導・支援等
- ◇ 学校行事、校内研修等の企画・実施
- ◇ アンケート調査の実施・結果の分析・対策の検討

(2) 人権が尊重された学校づくり

- ・ いじめは人権にかかわる重大な問題であるとの認識の下、「いじめは人間として、絶対に許されない」という意識を徹底するとともに、互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、人権教育に取り組み、安心・安全な学習環境を確立する。
- ・ いじめは、著しく人権を侵害する行為につながるおそれがあり、未然防止に努めることが大切である。互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、人権教育に取り組むことが重要である。

(3) 豊かな心を育む教育の推進

- ・ 生徒の一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むため、教育活動全体を通して、道徳教育を充実させる。
- ・ 社会貢献の在り方、自他の権利の尊重、人としての暮らし方やふるまい方等を学ぶため、キャリア教育を充実させる。

2 いじめの防止等のために実施する具体的な取組

本校におけるいじめ防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、「いじ

め対策委員会」を中核とする「未然防止」「早期発見」「早期対応」に向けた実効的な対策を行う。

未然防止（いじめの予防）

（1）生徒指導・教育相談体制の充実・強化

- ・ 教職員の資質能力の向上に向け、スクールカウンセラー等と連携しながら、積極的に事例研究や教育相談等のいじめ防止等に向けた校内教職員研修を開催する。
- ・ 全ての生徒の能力を最大限に発揮できるよう、開発的な援助を行う教育相談体制の充実に一層努めるとともに、生活アンケートまたは県教委作成の「Fit」（学校適応感を測る客観テスト）を実施し、生徒理解に努める。
- ・ 切れ目のない支援体制を構築するため、小学校との連携を促進し、また、前期課程と後期課程の情報共有に努めるとともに、一貫したいじめの防止等の対策に取り組む。

（2）学校の教育活動全体を通じた取組

- ・ 自ら考え、判断し、表現する学習活動を通して学び合い、学習内容を深めていくことができる授業づくりに努め、教師が一人一研究授業を行う。
- ・ 全ての教育活動を通じて道徳教育を行い、生徒の社会性や規範意識等の豊かな心を育み、一人ひとりの健全な成長が促されるよう、取組を進める。
- ・ 生徒が、他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験していくことができるよう、学級活動・ホームルーム活動をはじめ、学校行事、生徒会活動、部活動において、内容・方法等を工夫改善する。特に前期生は、学期に1回程度人間関係づくりを目的とした集会活動をする。
- ・ 生徒会を中心にリトルティーチャー制を効果的に活用し、「歓迎会（新入生対象の人間関係づくり集会）」（4月）や「いじめ防止取組強調月間」（10月）を実施し、生徒による主体的な活動をとおして、学校からいじめを排除していく意識を高める。
- ・ 学校行事やボランティア活動、AFPYを活用した体験活動等に重点的に取り組み、良好な人間関係を構築できる力及び自分の存在と他人の存在を等しく認める態度を育む。
- ・ スクールカウンセラーによる講話および生徒指導課教員による全校集会、学年集会での講話により、いじめは許されない行為だと再認識する機会を設ける。
- ・ 部活動においては、顧問教員等の指導の下、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じて、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、課題を解決するなどの社会的な自己指導能力の育成を図る。

（3）家庭・地域との連携

- ・ いじめを解決していくためには、保護者との緊密な連携が必要であるため、日頃からの信頼関係づくりに努める。
- ・ PTA、学校運営協議会委員、青少年健全育成協議会等の関係団体や警察等の関係機関と協議する機会を設け、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組む。
- ・ 生徒の校外生活について、日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークの充実・強化に努める。

早期発見（把握しにくいいじめの発見）

（1）校内指導体制の確立

- ・ 「背景にいじめがあるのではないか」という意識を常にもちながら、保護者と緊密に連携し、毎月のアンケート、教育相談等に取り組むとともに、チューターを中心に全教職員できめ細かく生徒を見守る体制をつくる。
- ・ 単なる友人間のトラブルと見える場合も、いじめの視点で捉え直す。
- ・ 相談しやすい教育相談室・保健室づくりの取組に加え、教育相談日より、保健だよ

り等により、生徒の不安や悩みをしっかりと受け止める体制をつくる。

- ・ チューターは1・2年生は毎日の「デイリーライフ」を、3年生以降は「スケジュール帳」をこまめに確認し、生徒からのサインを見逃さないように心がける。

(2) 家庭・地域との連携

- ・ 学校に寄せられる保護者や地域からの意見を課題把握に生かし、共に考え、生徒のためにいじめを解決していく姿勢を明確に示す。
- ・ 保護者のアンケート調査を年間2回実施し、実態把握・早期発見に努める。

早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

(1) 初期対応

ア いじめ発覚直後

- ・ 管理職や生徒指導課長、教育相談担当教員、学年主任等へ報告し、情報を共有する。（分かっている範囲で、事実のみを速やかに報告する）

イ 対応チームの結成

- ・ 管理職が情報を確認し、今後の対応の協議、役割分担等を行う。

ウ 関係生徒への聞き取り

- ・ 関係する個々の生徒の思いをしっかりと受け止めながら、いじめの詳細について聞き取りを行う。

被害生徒

- ・ 信頼関係がある教職員が、個別に別室で聞き取りを行う。
- ・ 報復を恐れて真実を語れないということがないように、「いじめは絶対許されない」、「教職員が全力で安全を守る」ことをしっかり伝える。

加害生徒

- ・ いじめの具体的な行為（冷やかす、仲間はずしなど）を確認する。
- ・ いじめの認識がない場合もあるので、いじめられている側のつらさを伝えながら、丁寧に聞き取りを行う。
- ・ 聞き取りが長時間に及ばないように、また、水分補給や用便など健康面にも十分配慮する。

周囲の生徒

- ・ 情報提供者が分からないよう万全の配慮をすることを伝え、具体的な事実（いつ、誰が、どこで、どのようなことがあったのか）を聞き取る。

エ いじめ対策委員会の招集

- ・ 校長は「いじめ対策委員会」を招集し、聞き取った内容（不明確なことがあれば再度聞き取り）をもとに、以下のことを協議する。
 - a 被害生徒とその保護者への対応
 - b 加害生徒とその保護者への対応
 - c 他の生徒及び保護者への対応
 - d 関係機関等への支援要請（必要に応じて）
 - e 別室指導や懲戒・出席停止等の措置の検討（必要に応じて）

オ 対応上の留意点

- ・ 事案の概要、経緯及び対応については、必ず記録し、保管する。
- ・ 学校外で起こった事案についても、いじめは、継続していることも多いため、慎重に対応する。

a 被害生徒とその保護者への対応

被害生徒 〈共感的理解に基づく指導・支援〉

- ・ 本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が全力で支えることを約束する。
- ・ 今後の対応について、本人と相談して決定する。
- ・ 「いじめに負けるな」などの叱咤激励は厳に慎む。
- ・ 本人、保護者の了解のもと、スクールカウンセラー等による心のケアを行う。

被害生徒の保護者〈家庭訪問による対応〉

- ・ 管理職等、複数の教員で家庭訪問を行う。
- ・ 学校管理下で起こったことへの謝罪を行うとともに、いじめの概要を説明する。
- ・ 学校の対応方針等を説明するとともに、保護者の思いや考えをしっかりと聞き取り、連携して対応する。

b 加害生徒とその保護者への対応

加害生徒〈再発防止に向けた指導、謝罪に向けての話し合い〉

- ・ 叱責や説諭等のみにとどまらず、振り返りを十分に行い、自己の問題点に気付かせ、しっかり反省させる。
- ・ 今後の被害生徒との関係をどうするのか、改善すべき言動等について話し合い、約束させる。
- ・ 生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害生徒の気持ちも理解しながら指導する。
- ・ 被害生徒に対して、謝罪の気持ちをもてるよう、粘り強く指導する。

加害生徒の保護者〈家庭訪問または来校による対応〉

- ・ 管理職を含めた複数の教員で対応する。
- ・ 加害生徒が複数いる場合は、不公平感を抱かれることがないように配慮する。
- ・ 保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該生徒の指導や支援について、共に考える。（加害生徒への非難は避ける）
- ・ 学校の指導や支援について説明する。
- ・ 被害生徒への謝罪等を相談する。

c 他の生徒及び保護者への対応

他の生徒

- ・ 「いじめは絶対に許さない」という姿勢を示し、学校・学年・学級全体の問題としてとらえさせ、学校生活を送るうえで安心感を与えるように努める。
- ・ 「観衆や傍観者もいじめに加わっていることと同じである。」と認識させる。
- ・ 被害生徒に対する配慮について指導する。
- ・ 加害生徒への二次的ないじめ被害が起こらないように努める。

他の保護者

- ・ 加害生徒やその保護者を責めるのではなく、学校・学年・学級全体の問題として報告する。

d 関係機関等への支援要請（必要に応じて）

- ・ 学校だけで抱え込むのではなく、教育委員会へ速やかに報告するとともに、状況に応じて児童相談所や警察、山口県ふれあい教育センター等の関係機関に支援を要請する。
- ・ 生徒の生命や身体の安全が脅かされているようないじめ事案は、直ちに警察と連携し、いじめられている生徒の安全確保のための必要な措置を行う。

e 別室指導や懲戒・出席停止等の措置の検討（必要に応じて）

- ・ 別室指導を行う際は、その期間や指導内容について検討しておく。
- ・ 懲戒・出席停止等の措置が必要と考えられる場合は、必要に応じて教育委員会に相談する。

(2) 中期・長期対応

ア 当該生徒の見守りと継続的な指導

- ・ 表面上は解決したように見えても、より見えにくい形でいじめが潜行する可能性があることから、当該生徒のきめ細かな見守りや教育相談を継続して行う。
- ・ 当該生徒の保護者に、事後の学校生活の様子等について連絡するとともに、家庭での様子も聞き取り、指導に生かすようにする。
- ・ 当該生徒および保護者の面談等において、いじめに係る行為の解消と被害生徒が心身の苦痛を感じていないことの期間が、少なくとも3カ月を目安として認められた場合、いじめの解消と判断する。

イ 対応上の課題分析と指導体制の強化

- ・ 発生したいじめ事案を分析し、課題を明らかにして、再発防止に向けて指導体制を強化する。

ウ いじめ防止基本方針の見直し・改善

- ・ いじめの問題への取組について、適正に評価し、いじめ防止基本方針の見直しを行う。(法第34条より)

エ 進級に伴う引き継ぎ

- ・ 進級の際は、いじめ事案に関しても確実な引き継ぎを行う。

オ 学校運営協議会等への報告と支援要請

- ・ 学校運営協議員会で、学校の対応を説明するとともに、学校や家庭、地域での取組について意見を求め、支援を要請する。

カ 関係機関等と連携した対応

- ・ 必要に応じて、再発防止に向けて、関係機関等と連携した継続的な対応を行う。

(3) インターネットやスマートフォン等を利用したいじめ(ネットいじめ)への対応

ア 未然防止

a 情報モラル教育の充実

- ・ ネット上の不適切な書き込みは、瞬時に広範囲に広がっていく。生徒に対して、ネット上への不適切な書き込みを行わせないため、情報モラル教育を計画的・系統的に実施する。

b 生徒への主体的な活動

- ・ 生徒の主体的な活動の機会を確保し、未然防止に向けた取組を推進する。

c 学校における携帯電話等の適切な使用に関する指導

- ・ 学校は、生徒(保護者)に対し、トラブルや犯罪行為等に巻き込まれないよう、携帯電話等の使用の有用性、使用に伴う危険性やトラブルの対処方法、適切な人間関係づくりのあり方について指導を行う。また、家庭と連携し、使用に関するルールを徹底させる。

d 家庭・地域への啓発活動

- ・ 保護者会やPTA総会、学校運営協議会等を通じて、ネットいじめの危険性やネット上の不適切な書き込み等に関する啓発と対策を推進する。
- ・ 保護者も学校等で行われる情報モラル教室等に参加し、携帯電話等の使用に伴うトラブルや犯罪被害、ネットを介したいじめ等について理解を深め、学校と協力し、家庭でも指導を行う。

イ 初期対応

- ・ インターネット上のコミュニティサイト(掲示板や無料通話アプリ等)への書き込み内容、メール文などを確認するとともに、実際に印刷や写真撮影をするなどして記録しておく。教育委員会にも速やかに報告する。

ウ 被害拡大の防止

- ・ 掲示板管理者への削除依頼を行う。
- ・ 関係保護者の了解のもと、生徒のスマートフォン等やパソコンを閲覧し、不適切な書き込みの削除を確実にを行う。

エ 関係機関との連携

- ・ 必要に応じて、やまぐち総合教育支援センターのネットアドバイザーに相談する。
- ・ なりすまし等の悪質な事案については、警察と連携し、早期解決を図る。

(4) いじめの解消について

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは少なくとも次の2つの要件を満たされている必要がある。

- ・ いじめに係る行為が相当の期間継続して止んでいること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ・ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。心身の苦痛を感じていないかどうかについては、被害生徒及びその保護者に対し、面談等により確認することで判断する。

3 重大事態への対応

【重大事態とは】

- ① いじめにより児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第1号）
※「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは
ア. 児童生徒が自殺を企図した場合
イ. 身体に重大な障害を負った場合
ウ. 金品等に重大な被害を被った場合
エ. 精神性の疾患を発症した場合等
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第2号）
※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」とは
年間30日（不登校の定義）を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合等は、学校または県教委が該当の可否を判断する。
- ③ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき
※ その時点で学校が「重大事態とはいえない」と考えていても、重大事態として対応する。

いじめの根絶に向けた未然防止の取組が重要であるが、暴力行為や不登校がいじめによる重大事態に当たるか否かを、いじめ対策委員会において判断するとともに、速やかに県教委に報告し、指導助言を得ながら、前掲「早期対応」と同様、いじめられている児童生徒の心身の安全の確保を最優先に、いじめの解決に向けた取組を行う。

また、外部専門家等とも連携しながら、いじめ対策委員会を母体に調査委員会を設置し、迅速・的確かつ組織的に対応する。

なお、県教委が設置する専門家等の第三者からなる「いじめ問題調査委員会」による調査を行う場合もある。

Ⅲ 家庭・地域・関係機関との連携

いじめの問題の解決に向けては、家庭・地域との緊密な連携・協働が重要であり、学校を家庭・地域に開かれたものにしていくため、青少年健全育成協議会等の地域の関係団体にも協力を依頼し、学校基本方針の共通理解を図りながら、地域ぐるみで情報交換の促進、連携の強化等に努める。

また、児童生徒・保護者の不安や悩み等を受け止めるとともに、地域とも協働を図るため、本校の相談窓口や関係機関等の相談窓口の周知を図り、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な相談にも対応できる体制を整備する。

1 本校の相談窓口

山口県立下関中等教育学校 教育相談	代 表 室長 岡本 隆則 前期担当 富賀見 弘江 後期担当 小皆 啓子	0 8 3 - 2 6 6 - 4 1 0 0
----------------------	---	-------------------------

2 関係機関等の相談窓口

- | | |
|------------------------------|-------------------------|
| ○ こどもの人権110番（山口地方法務局） | 0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0 |
| ○ いじめ110番（やまぐち総合教育支援センター） | 0 8 3 - 9 8 7 - 1 2 0 2 |
| ○ サイバー犯罪対策室（山口県警本部） | 0 8 3 - 9 2 2 - 8 9 8 3 |
| ○ ヤングテレホン・やまぐち（山口県警本部） | 0 1 2 0 - 4 9 - 5 1 5 0 |
| ○ ふれあい総合テレホン（やまぐち総合教育支援センター） | 0 8 3 - 9 8 7 - 1 2 4 0 |
| ○ 山口県教育庁行政相談室（教育庁教育政策課） | 0 8 3 - 9 3 3 - 4 5 3 1 |
| ○ ふれあいメール（やまぐち総合教育支援センター） | soudan@center.ysn21.jp |

Ⅳ 学校いじめ防止基本方針の見直し

本いじめ基本方針は、毎月行われるアンケートを通して、8月と3月に検討・見直しをするものとする。